

◇ 事業者の皆さまへ

取組内容		対象となる主なもの	取組期間
1	工事の設計・施工に伴う受注業者との打合せや指示，出来形確認などは，原則，電子メールや電話など来局以外の方法で対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事打合せ簿，工事日報，履行報告 ・ 段階確認書 ・ 設計業務委託の協議に係る図面及び報告書 	4月14日（火） ～ 5月6日（水）
2	漏水修繕関係工事については，完成図書の提出期限を延期します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管等修繕工事完了報告書 （切替図，工事写真，産業廃棄物管理票，警備報告書） ・ 舗装復旧工事完了報告書 （復旧図，工事写真，産業廃棄物管理票，警備報告書） 	
3	申請書等の届出については，電子メールや郵便など来局以外の方法で対応することも可とします。 （但し，原本については，後日，郵送等で提出してください。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発地給水申請書 ・ 上水道給水証明願 ・ 都市計画法第32条の協議申請書 ・ 下水道法第24条許可申請書 	
4	契約関係書類については，郵便やFAXなど来局以外の方法で対応することも可とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書，入札書，見積書 （電子入札システムによるものを除く） ・ 契約書，請書 	
5	業務委託に係る例月の検査については，書面による審査に変更します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福山市上下水道局営業関連業務等業務委託 ・ 中津原浄水場外運転管理及び維持管理等業務委託 ・ 松永浄化センター外汚水処理施設等包括的維持管理業務委託 ・ 水道施設等修繕関連業務委託 	当分の間

注）事業者の皆さまへ：来局を軽減する取組の詳細やご不明な点については，各担当課へお問い合わせください。

◇ 市民の皆さまへ

取組内容		対象となる主なもの	取組期間
1	使用許可申請については，原則，電子メールや電話など来局以外の方法で対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千田浄水場運動公園運動場 	当分の間

注）市民の皆さまへ：来局を必要とされる場合は，事前に各担当課へお問い合わせください。

※ 取組内容や取組期間については，現時点のものであり，今後，国内・県内の感染状況により変更する場合があります。